

関西防災・減災プラン（風水害編）の主な改訂内容（案）

1. 災害時における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

①避難所における感染症対策の充実・強化（p86・p87）

- ・被災市町村は、感染症対策に配慮した十分な避難スペースを確保するとともに、適切にレイアウトした避難所を運営する。

②感染症対策に配慮した訓練の実施（p36）

- ・広域連合が構成団体及び連携県とともに実施する広域応援訓練において、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

③感染症対策に必要な物資の円滑な調整（p88）

- ・応援府県が調達する救援物資に不足が発生する場合に、広域連合が府県間調整を行う救援物資の例として、マスク、消毒液、パーティション等の感染症対策に必要な物資を追記する。

④コロナの自宅療養者等に対する迅速かつ適確な情報共有等（p34、p85）

- ・構成団体の保健福祉担当部局は、自宅療養者等が指定避難所に避難することを考慮し、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を提供・共有する。
- ・自宅療養者等（自宅療養者、濃厚接触者）の被災に備えて、構成団体の保健所と防災担当部局が連携し、自宅療養者等がハザードマップ上の危険エリアに居住しているか確認するよう努める。あわせて、自宅療養者等の避難に係る具体的な検討・調整等を行うよう努める。

⑤被災自治体への応援職員等の感染症対策の徹底（p77等）

- ・構成団体及び連携県は、応援職員の派遣にあたって、派遣職員のマスク着用や健康管理等を徹底するとともに、派遣前のワクチン接種やPCR検査・抗原検査を検討する。
- ・構成団体及び連携県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

2. 国の防災基本計画の修正（R2.5、R3.5）等を踏まえた修正（災害対策基本法改正や近年の災害教訓を踏まえた対策など）

（1）災害対策基本法改正（R3.5）を踏まえた修正

①災害発生のおそれがある段階を含めた広域避難調整（p82・p85）

- ・広域連合は構成団体及び連携県と連携し、広域避難の受入調整を実施する。

- ・緊急を要する場合は、市町村が他府県の市町村に対して広域避難の協議を直接行うことができる。

②円滑な広域避難に向けた協定締結や訓練の実施 (p35・p36)

- ・構成団体は、円滑な広域避難のため、他の自治体や運送事業者等との応援協定の締結に努める。
- ・広域連合は、大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう広域避難を想定した実践型の防災訓練の実施に努める。

③避難情報の見直し (p60・p61)

- ・住民への適切な情報伝達の観点から、「避難勧告・避難指示」の「避難指示」への一本化や避難行動要支援者に対する「高齢者等避難」の見直し等、市町村が発令する避難情報の見直しを踏まえ修正する。

④個別避難計画作成の努力義務化と作成促進 (p71・p73)

- ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村の個別避難計画の作成が努力義務化されたことに伴い、計画作成を一層促進する。

(2) 令和元年房総半島台風 (R元.9)、令和元年東日本台風 (R元.10) 及び令和3年7月1日からの大雨に係る災害対応の教訓を踏まえた修正

①災害対策拠点となる重要施設の長期停電への対応力強化 (p36、p90)

- ・構成府県は、重要施設（人命や災害応急対策に関わる施設）の非常用電源の設置状況、燃料確保先等をリスト化するよう努めるとともに、大規模停電時に、リスト化した重要施設のうち、電源の確保が必要な施設の把握を行う。

②被災者への物資支援の充実 (p33)

- ・構成団体は、国が開発した「物資調達・輸送調整等支援システム」(R2.4運用開始)を活用し、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

③災害リスクととるべき行動の理解促進 (p59、p82)

- ・構成府県は、管内市町村と連携し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと等避難に関する情報の意味の理解促進に努める。
- ・広域連合及び構成団体は、事業者に対し、豪雨等危険な状況下で従業員等

が屋外移動することを防ぐため、テレワーク、時差出勤、計画的休業等の措置を早期に講じるよう働きかける。

④ 死者・行方不明者の氏名公表 (p96)

- ・構成府県は、令和3年6月に全国知事会がまとめた「災害時の死者・行方不明者の氏名公表等に係るガイドライン」を参考に、氏名公表の対応について事前に対応を検討する。

⑤ 災害廃棄物処理体制の整備 (p91)

- ・被災市町村は、社会福祉協議会・NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うことを追記する。

(3) その他の修正

① 正常性バイアス等を踏まえた適切な避難行動をとるための住民への普及啓発の推進 (p58・p68)

- ・構成団体は、住民が正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）等を認識し、避難行動すべきタイミングに適切な避難行動がとれるよう普及啓発を図る。

② 福祉避難所の指定による要配慮者の避難先の確保 (p35)

- ・市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。
- ・市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

③ 要配慮者利用施設の防災体制の強化 (p71)

- ・市町村は、要配慮者利用施設が策定する避難確保に関する計画や訓練実施に対して、必要に応じて、円滑に避難するための必要な助言等を行う。

④ 災害派遣福祉チーム (DWAT) の整備・派遣による要配慮者の福祉支援体制の整備 (p39・p89)

- ・構成府県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下防止を目的とした災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム (DWAT) 等の整備・派遣に努める。

⑤ あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進 (p44)

- ・特定都市河川浸水被害対策法の改正 (R3.7 施行) に伴い、特定都市河川

(※)の河川管理者、下水道管理者、民間事業者等で構成する流域水害対策協議会を組織し、特定都市河川流域における雨水貯留浸透対策の強化や保水・遊水機能を有する土地の保全等の浸水被害の防止を図る。

※連合構成府県内の特定都市河川：寝屋川が該当

3. 関西広域連合の広域防災・減災対策の取組成果等を踏まえた追記

①災害時の情報入手方法等周知のための外国人観光客向け啓発カードの作成・配布 (R2.3～) (p34)

・広域連合は、外国人観光客が携帯電話端末等を用いて、QRコードを読みとることで、災害関連情報を入手する方法を周知するための啓発カードの作成・配布により、外国人観光客の円滑な避難を支援する。

②物資拠点運営事例集の活用による緊急物資の供給能力の向上 (p33)

③ ライフライン事業者との大規模広域災害における連携・協力に関する協定の締結 (R2.3) と訓練の実施 (R2.11) (p29)

・広域連合は、ライフライン事業者との間で「大規模広域災害における連携・協力に関する協定」を締結し、平時からの情報共有と大規模広域災害時の連携・協力に向けた体制を構築する。

・広域連合は、ライフライン事業者や実動機関と連携して訓練を実施し、上記の協定に基づく連携・協力を実効性あるものとする。

④広域連合による風水害への対応事例を追記 (東日本台風) (p95)

4. その他

①専門家を活用した研修の実施・防災リーダーの育成 (p37、p68)

②利水ダム等の事前放流の拡大を図る協議会の創設 (p42)

③流域における雨水貯留対策の強化 (p44、p53)

④防災気象情報の改善 (p55等)

⑤要配慮者、女性、子どもなどに配慮した物資の調達 (p88)

⑥被災者の生活再建支援の充実 (p91)

⑦その他データ更新・文言修正等